

筑西市発注の建設工事に係る競争入札における積算内訳書の提出について（通知）

「入札契約適正化法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)」の改正(平成 26 年 6 月 4 日公布)により、建設業者は、公共工事の競争入札に参加する際、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類(積算内訳書)を提出するものとされました。

本市では、従前、建設工事の電子入札(設計金額 1,000 万円以上)について積算内訳書の提出を求めてまいりましたが、上記の改正に伴い、今後の取扱いを下記のとおりといたしますのでお知らせいたします。

記

□建設工事の競争入札時には、入札書と併せて必ず「積算内訳書」を提出してください。
(入札書と同封のこと。)

1. 対 象 本市発注の建設工事に係るすべて(一般・指名)の競争入札

2. 適 用 平成 27 年 4 月 1 日以降に公告若しくは指名通知するもの

3. その他

(1)建設工事の入札時に積算内訳書の提出がない場合又は記載金額が入札書と一致しない場合は、当該入札参加人の行った入札は無効とします。

(2)積算内訳書の様式等は、原則、次のとおりとします。

(7)指名競争入札（主に設計金額 10,000 千円未満）

→記載例及び様式を、筑西市ホームページ（事業者向け→入札契約情報（入札情報）

→(6)筑西市入札様式等→入札様式(3)）に掲載いたします。

(4)一般競争入札（電子入札で設計金額 10,000 千円（税込）以上）

→従前のとおり（個別の様式を入札情報サービス（電子入札）により配布）